三豊市公告第56号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定により三豊市地域計画を変更しようとするので、次の通り公告し、当該地域計画の変更案を縦覧に供する。

なお、当該地域計画の変更案については、利害関係人に限り、縦覧期間満了の日までに三豊市長に意見書を提出することができる。

令和8年11月10日

三豊市長　山下　昭史

1　地域計画を変更する地域

(1)河内地区

(2)財田中地区

2　地域計画の変更案の縦覧場所

三豊市役所農政部農林水産課

3　地域計画の変更案の縦覧期間

令和8年11月10日から令和8年11月24日まで(三豊市の休日を定める条例(平成18年条例第2号)に規定する休日を除く。)

4　地域計画の変更案の縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5　地域計画の変更案についての意見書の提出先

三豊市役所農政部農林水産課